# 第９章　特定作業

## 第１　特定建設作業

### １　特定建設作業の概要

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を騒音規制法・振動規制法では特定建設作業と定めて、届出を義務づけるとともに規制基準を設け規制を行っています。

鹿児島市では、市内全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く。）において、届出と周辺住民に対する周知が義務づけられています。

### ２　届出要領

(1)　届出対象地域

鹿児島市内全域。ただし指定区域外（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区）は除きます。

(2)　届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする**元請業者**

(3)　届出期限

特定建設作業の開始**７日前**まで。

(4)　提出部数

２部（１部は届出者の控えとなります。）

(5)　届出の単位

特定建設作業の種類ごとに提出してください。

※特定建設作業の作業期間が３月 31 日を超える場合は、再度提出してください。

(6)　添付書類

ア　作業の場所の**付近見取図**

イ　建設工事の全体の**工事工程表**

※添付書類は、騒音規制法と振動規制法の届出書を同時に提出する場合には、いずれか一方に添付してもかまいません。

※道路法による占用許可条件及び道路使用許可条件が夜間又は日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合、道路占用・使用許可証の写しを添付してください。

## ３　特定建設作業の種類

表９－１に掲げる作業が該当します。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます（一日おきに作業するなど、同一工事現場で断続的に作業を行う場合は特定建設作業に該当します。）。

表９－１　特定建設作業の種類　　○印……要提出、－印……提出不要

| 特定建設作業の種類 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 備考 |
|---|---|---|---|
| くい打機を使用する作業 | | | |
| １．既製ぐい（矢板を含む。）　ア．打撃工法 | ○ | ○ | ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアーハンマ等（もんけんは除く。） |
| イ．振動工法 | ○ | ○ | バイブロハンマ |
| ウ．アースオーガを併用する作業 | － | ○ | アースオーガ等を併用して打撃振動を加える場合（プレボーリング工法、セメントミルク工法） |
| エ．静的な力を利用 | － | － | 圧入工法 |
| ２．現場打ちくい | － | － | オールケーシング工法（ベノト工法）、アースドリル工法等 |
| くい抜機を使用する作業 | | | |
| １．衝撃力を利用した方法 | ○ | ○ | パイルエキストラクタ等 |
| ２．静的な力を利用 | － | － | 油圧式 |
| くい打くい抜機を使用する作業 | | | |
| １．振動を利用した方法 | ○ | ○ | バイブロハンマ等 |
| ２．静的な力を利用 | － | － | 圧入式 |
| びょう打機を使用する作業 | | | |
| １．リベッティングハンマ | ○ | － | |
| ２．その他 | － | － | インパクトレンチによる高張力ボルト締め等 |
| さく岩機を使用する作業※ | | | |
| １．ブレーカー　ア．手持式 | ○ | － | 空圧・油圧・エンジン式等 |
| イ．その他(ｼﾞｬｲｱﾝﾄ) | ○ | ○ | ショベルに取り付けた大型ブレーカー |
| ２．さく孔を主とするもの | ○ | － | ジャックハンマ（シンカ、ハンドハンマ）、レッグドリル（レッグハンマ）、ストーバ、ドリフタ、クローラードリル、ドリルジャンボ、ダウンザホールドリル等 |
| 空気圧縮機を使用する作業 | | | |
| １．電動式 | － | － | （さく岩機の動力として使用する作業はブレーカーの届出が必要） |
| ２．その他　ア．15kW 未満 | － | － | |
| イ．15kW 以上 | ○ | － | |
| コンクリートプラントを設けて行う作業 | | | ・工事現場又はその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。<br>・不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる。<br>・モルタル製造作業は除く。 |
| １．混錬容量 0.45m³ 未満 | － | － | |
| ２．混錬容量 0.45m³ 以上 | ○ | － | |
| アスファルトプラントを設けて行う作業 | | | |
| １．混錬重量 200kg 未満 | － | － | |
| ２．混錬重量 200kg 以上 | ○ | － | |
| 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 | | | |
| ア．コンクリート造鉄骨造、レンガ造 | － | ○ | |
| イ．その他 | － | ○ | |
| 舗装版破砕機を使用する作業※ | － | ○ | ドロップハンマ車 |
| バックホウを使用する作業 | | | ・環境大臣が指定した建設機械（指定機械）を使用する作業は除く。<br>指定機械<br>国土交通大臣が低騒音型として指定した機械（国土交通省（建設省）指定基準値の丸型シールが貼ってあるもの） |
| １．原動機の定格出力 80kW 未満 | － | － | |
| ２．原動機の定格出力 80kW 以上 | ○ | － | |
| トラクターショベルを使用する作業 | | | |
| １．原動機の定格出力 70kW 未満 | － | － | |
| ２．原動機の定格出力 70kW 以上 | ○ | － | |
| ブルドーザを使用する作業 | | | |
| １．原動機の定格出力 40kW 未満 | － | － | |
| ２．原動機の定格出力 40kW 以上 | ○ | － | |

※移動作業にあっては、１日における２地点間の最大距離が 50m以下の作業に限る。

## ４　特定建設作業の規制基準（騒音規制法・振動規制法）

表９－２　特定建設作業の規制基準（騒音規制法・振動規制法）

| | 第１号区域<br>（注１、３） | 第２号区域<br>（注２、３） | 適用除外目<br>（注４） |
|---|---|---|---|
| 基準値 | 騒音：敷地境界線で**８５ｄＢ以下**<br>振動：敷地境界線で**７５ｄＢ以下** | | |
| 作業ができない時間帯 | 午後７時～午前７時 | 午後１０時～午前６時 | イ、ロ、ハ、ニ |
| １日の作業時間 | １０時間以内 | １４時間以内 | イ、ロ |
| 同一場所での作業期間 | 連続６日以内 | | イ、ロ |
| 日曜・休日の作業 | 禁　止 | | イ、ロ、ハ、ニ、ホ |

（注１）　第１号区域とは、騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準に規定する第１種区域、第２種区域及び第３種区域並びに第４種区域（工業地域、郡山岳町及び喜入中名町の一部の区域）のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80ｍ以内の区域

（注２）　第２号区域とは、第１号区域以外の区域（第４種区域のうち、学校・病院等の敷地の周囲おおむね80ｍを超える区域）

（注３）　工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区については届出の必要はありません。
※規制地域図は鹿児島市地図情報システム「かごしま ｉ マップ」（URL；https://www2.wagmap.jp/kagoshima/）で参照できます。

（注４）　適用除外項目とは、
イ）災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ）人の生命、身体の危険防止のために必要な場合
ハ）鉄道・軌道の正常な運行確保のために必要な場合
ニ）道路法による占用許可条件及び道路法による道路使用許可条件が夜間又は日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合
ホ）変電所の変更工事で日曜日その他の休日に行う必要がある場合

## ５　届出後の留意事項

(1)　報告及び検査

騒音規制法・振動規制法に基づいて、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求めたり、当該場所へ立入り、物件を検査する場合もあります。

(2)　改善勧告・命令

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音規制法・振動規制法にもとづいて、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は作業の時間を変更すべきことを勧告・命令する場合があります。

改善命令に違反した場合には、処罰の対象となります。

## 6　記載上の注意

(1)　届出者は、発注者から工事を受注した元請業者になります(下請業者ではありません。)。

ア　個人の場合　　本人の住所、氏名、電話番号を記載してください。

イ　法人の場合　　原則として法人の代表者の名義による届出が必要です。代表者からの委任状を添付した上で、当該法人の事業所、支店等の長が届出を行うことは差し支えありません。

| |
|---|
| （例）　東京都○○区○○丁目○○番地○○号<br>○○建設株式会社<br>代表取締役　鹿児島　太郎<br>代理人　鹿児島市山下町１１番１号<br>○○建設㈱鹿児島支店<br>支店長　山　下　次　郎 |

ウ　共同企業体　　共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

| |
|---|
| （例）　甲・乙・丙建設共同企業体<br>代表者　鹿児島市山下町１１番１号<br>甲建設株式会社<br>代表取締役　鹿児島　太郎 |

(2)　建設工事名称は総体的名称を記載し、建設工事の目的に係る施設または工作物の種類は、「○○道路○－○間」「○○ビル○階建」などと、その建設工事の目的となっている施設や、工作物の種類の名称を記載してください。

(3)　騒音の防止の方法は具体的に記載してください。

(4)　発注者は、元請である届出者に対し建設工事を依頼した企業名等を記載してください。

## 7　特定建設作業実施届出書

特定建設作業の届出には、所定の届出様式を使用してください。